

広島県選挙管理委員会告示第五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、別表のとおりである。

令和七年七月三日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

選 挙 区	三 分 の 一 の 数
広 島 市 中 区	38,782
広 島 市 東 区	32,545
広 島 市 南 区	39,262
広 島 市 西 区	51,546
広 島 市 安 佐 南 区	66,051
広 島 市 安 佐 北 区	38,702
広 島 市 安 芸 区	20,905
広 島 市 佐 伯 区	38,428
呉 市	57,615
竹 原 市 豊 田 郡	8,471
三 原 市 世 羅 郡	28,380
尾 道 市	35,545
福 山 市	125,305
府 中 市 神 石 郡	12,356
三 次 市	13,501
庄 原 市	8,913
大 竹 市	7,237
東 広 島 市	50,830
廿 日 市 市	32,024
安 芸 高 田 市	7,290
江 田 島 市	6,033
安 芸 郡	32,602
山 県 郡	6,316